

## 新井区民活動センター運営委員会規約

### (名称)

第1条 本会は、新井区民活動センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）と称する。

### (事務所)

第2条 運営委員会は、事務所を中野区新井3丁目11番4号新井区民活動センター内に置く。

### (目的)

第3条 運営委員会は、住民みずからの話し合いや行動を生かし、地域の力によって暮らしやすいまちづくりをすすめていくことを目的とする。

### (事業)

第4条 運営委員会の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 中野区から委託される新井区民活動センター事業
- (2) 地域の自治活動及び公共・公益的活動を推進する事業
- (3) 地域団体の連携を促進する事業
- (4) その他、運営委員会の目的達成に必要な事業

### (構成)

第5条 運営委員会の運営は次に掲げる委員をもって構成する。ただし、委員の定数は、35名以内とする。

- |  |       |
|--|-------|
| (1) 新井地区町会連合会から推薦された者                            | 19名以内 |
| (2) 赤十字奉仕団 新井分団から推薦された者                          | 2名以内  |
| (3) 中野通り桜まつり実行委員会から推薦された者                        | 2名以内  |
| (4) 青少年育成新井地区委員会から推薦された者                         | 2名以内  |
| (5) 新井地区商店会から推薦された者                              | 2名以内  |
| (6) 保護司会から推薦された者                                 | 1名    |
| (7) 食事を楽しむサークル「桃の会」から推薦された者                      | 1名    |
| (8) 新井地区老人クラブから推薦された者                            | 1名    |
| (9) 新井地区民生児童委員協議会から推薦された者                        | 1名    |
| (10) 新井薬師前駅周辺まちづくりの会から推薦された者                     | 1名    |
| (11) あらいまつり実行委員会から推薦された者                         | 1名    |
| (12) 新井地域において公共・公益的活動を行い、運営委員会<br>が認めた団体から推薦された者 | 各1名   |

### (任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第7条 運営委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 会計 2名
- (4) 監事 2名

2 役員は、総会において委員の互選により選出する。

3 役員の任期は委員の任期とする。ただし、欠員が生じた場合における後任の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次に定めるところによる。

- (1) 会長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 会計は、運営委員会の会計事務を担当する。
- (4) 監事は、運営委員会の経理を監査し、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告する。

(組織)

第9条 運営委員会に次の組織を設ける。

- (1) 地域事業部会
  - (2) 広報部会
  - (3) その他会長が必要と認めた部会
- 2 各部会に部会長1名を置く。部会長は、部会において部員の互選により選出する。
- 3 委員は、いずれかの部会に属する。ただし、役員は、その限りではない。
- 4 部会は、課題ごとに分科会を持つ事が出来る。分科会には、部会長が必要と認めた場合に委員以外の者を参加させる事ができる。
- 5 部会は、その活動状況を役員会に報告する。

(会議)

第10条 運営委員会の会議は、総会、役員会、全体会、および部会とする。

2 総会は、定期総会と臨時総会とし、次の事項を審議する。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画及び事業報告
- (3) 予算及び決算
- (4) 運営方針
- (5) 役員の選出
- (6) その他必要な事項

3 総会は、定数の過半数の出席者で成立し、議事は議長を除く出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 役員会は、役員および各部会長をもって構成し、運営委員会の運営に関する事項を審議する。

5 全体会は、委員全員で構成し、役員会決定事項などを検討する。

6 部会は、それぞれの部会委員をもって構成し、それぞれのテーマについて、検討審議する。

(会議の招集)

第11条 定期総会は毎年1回定期に会長が招集する。

2 臨時総会は、委員の2分の1以上から要求があったとき、会長が必要と認めたとき、又は第8条第1項第4号の規定により監事から開催の請求があったときに、招集する。

3 役員会は、必要に応じ会長が招集する。

4 全体会は、必要に応じ会長が招集する。

5 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

(会計)

第12条 運営委員会の経費は、区からの委託料及びその他の収入をもって充てる。

2 運営委員会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第13条 運営委員会の事務を処理するために事務局を置く。

(改廃)

第14条 この規約の改廃は、総会の議決を経て行う。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、施行に関する必要な事項は役員会で決定する。

附 則

1 この規約は、平成23年5月30日から施行する。

2 この規約の施行に伴う委員の任期は、規約第6条の規定にかかわらず、平成24年5月31日までとする。

附 則

平成23年6月30日 第5条1項1号「14名以内」を「19名以内」に改正し、2号「新井地区防災会から推薦された者 5名以内」を削除する。(2号削除に伴い以下の号数を改正)